

徳島県大規模災害時建設企業利子等補給補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 知事は、大規模な災害が発生し、県内に生活機能や社会維持機能が損なわれる甚大な被害があった場合に、支援の必要があると認めたものについては、県が発注する道路啓開や応急復旧活動等（以下「応急工事等」という。）を受注した建設企業（以下「対象企業」という。）が、応急工事等の着手後に、新たに事業継続に必要な資金として借り入れた融資に支払う利子等の経費について、予算の範囲内で対象企業に利子・保証料を補給する補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象期間)

第2条 補助金の交付対象期間は、県の支払いが平時と比べて遅延した場合に、金融機関が貸し付けた日以降で、応急工事等の検査請求（暫定契約の場合には、工事部分払検査）を受け付けた日から54日後（建設企業の責めに帰すべき事由により遅延した日数を除く。）を請負代金の支払期日とし、その翌日から実際の支払日までの期間を対象とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、各号に定める日以降については、補助金の交付対象期間に含まないものとする。

- (1) 資金借受者が融資残高の全額について一括償還又は繰上償還したときは、その日
- (2) この要綱による利子補給補助の対象となる資金に係る貸付適格認定が取り消されたときは、その取り消された日

(交付の対象資金)

第3条 この要綱において補助金の対象とする資金は、徳島県中小企業向け融資制度（以下「融資制度」という。）の取扱金融機関（以下「金融機関」という。）が融資した資金、及び同融資制度を利用するに当たり徳島県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に支払った保証料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象企業が応急工事等の請負代金額のうち未受領の金額を超えない資金について、第2条に定める対象期間に金融機関・保証協会に支払った利子・保証料相当額とし、その率は融資制度に定める災害時支援活動応援資金の融資利率等を上限とする。

(補助金交付申請書等)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする対象企業は、大規模災害時建設企業利子等補給補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。様式第1号）を、毎年度3月10日までに知事に提出するものとする。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 融資制度の金融機関が発行する借用証書及び償還年次表の写し

- (2) 保証協会が発行する信用保証決定のお知らせの写し
- (3) 工事しゅん工（部分払）承認書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

（交付決定及び確定）

第6条 知事は、交付申請書を受理したときは、補助金を交付することについてその適否を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付及びその額を決定し、対象企業に通知（様式第2号）するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付及びその額を決定するものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金の交付決定の条件とする。

（補助金の請求）

第8条 第6条の規定による通知を受けた対象企業は、速やかに補助金請求書（様式第3号）に、当該通知による通知書の写しを添付して、知事に提出するものとする。

（補助金の支払）

第9条 知事は、前条の規定による補助金の請求があったときは、速やかに当該補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 知事は、対象企業が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第11条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその償還を命ずるものとする。

（書類の保管等）

第12条 対象企業は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該通知を受けた日又は決定の取消しの通知を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。